規制の精緻化 (フィンテック/金融分野 ②)

マネー・ローンダリング対策に係る実証事業について

構造改革徹底推進会合 2020年2月 金融庁

マネー・ローンダリングおよび対策の現状

➤ 全世界で資金洗浄されている金額は、世界全体のGDPの約2~5%(約8千億ドル~2兆ドル)

※国連薬物犯罪事務所(UNODC)による推計

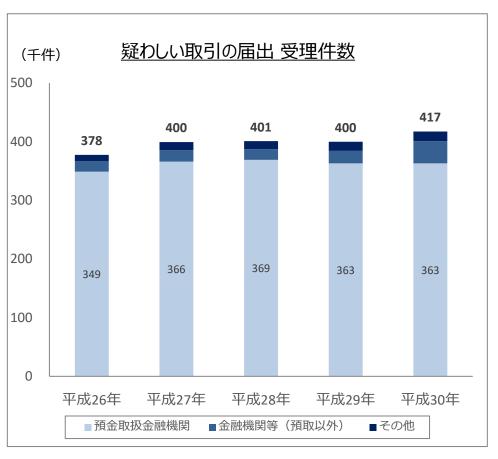
- ➤ G20首脳宣言、G20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、毎回、マネー・ローンダリング・テロ 資金供与対策が、国際社会が取り組むべき重要アジェンダであることを示す旨の声明が出されている

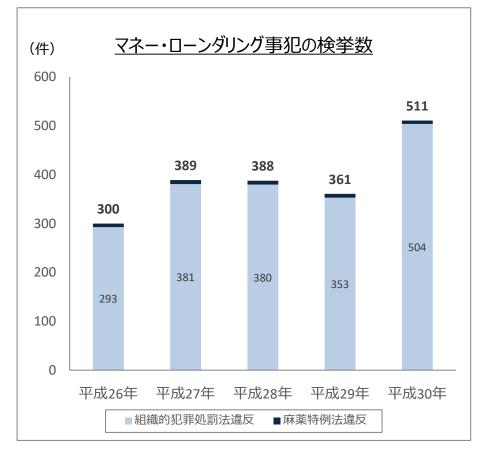
(参考) 近年の主なマネー・ローンダリング・テロ資金供与関連事案

金融機関名	時期	事案
BNPパリバ (フランス)	2014年6月	マネロン対策に関する米国法令等違反で、89億ドル(約9千億円)の罰金。
ダンスケ銀行 (デンマーク)	2018年9月	デンマークの最大手ダンスケ銀行が、エストニア支店経由で、ロシアの顧客等による大規模な資金洗浄が行われていたことを認め、CEOが辞任。 資金洗浄の総額は通算2000億ユーロ(約24兆円)に及ぶ規模とされる(現在も捜査中)。

わが国のマネー・ローンダリングの現状

- > マネー・ローンダリングに係る取引の年間通報件数(疑わしい取引の届出の受理件数)は年間約40万件
 - ※疑わしい取引の届出:「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定される取引に関する届出
- ▶ マネー・ローンダリング事犯の検挙件数についても、年々増加傾向





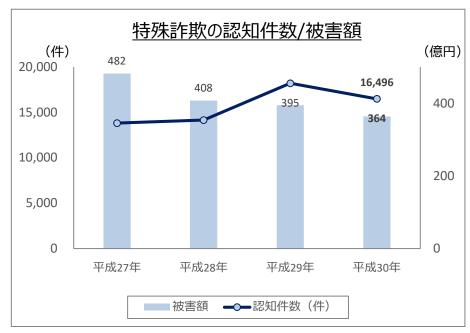
(出所)警察庁(2018)「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」

わが国の特殊詐欺、不正送金の現状

- ▽ マネー・ローンダリングを行う主な主体は、反社会的勢力、特殊詐欺犯行グループ、来日外国人犯罪グループ等
- 犯行の手口についても高度化の傾向があり、インターネット・バンキングによる預金の不正送金事業が増加(フィッシング詐欺、不正プログラムを用いた手口等)

マネー・ローンダリングに行う主体による主な犯罪の被害等

- 組織的犯罪(没収·追徵額)※平成29年度
- 特殊詐欺(被害総額)※平成30年度
- 来日外国人による犯罪(被害総額) ※平成30年度

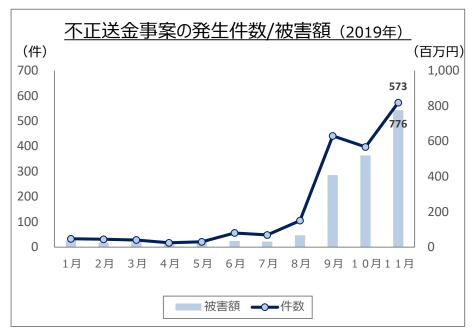


(出所) 警察庁(2018) 「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版) |

約28億円

約363.9億円

約22.1億円



マネー・ローンダリング対策システムの高度化 及び 規制の精緻化

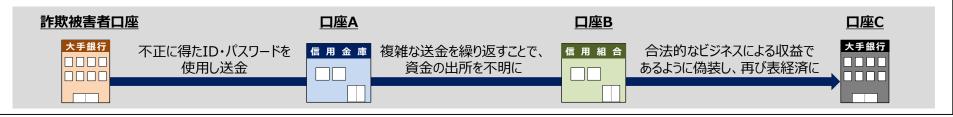
マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の現状と課題

マネロン・テロ資金供与対策においては、金融機関が、自らが直面するリスクを特定・評価し、それに見合った低減策を講ずる、リスクベース・アプローチが標準的な手法となっている。

- ▶ その背景としては、マネロンの手口は近年、高度化・複雑化しており、また、経済の国際化やデジタル化の進展等により、不正に取得された資金が、瞬時に、複数の金融機関を跨ぎ、国境を越えて移動することにより、資金の出所を隠すことが可能となり、従来のルールベースの管理では対応できなくなっていることがある。
- ▶ 現時点では、リスク・ベースで高度化した手口に対処できる先進的な手法を取りうる金融機関が限られている。
- ▶ マネロン・テロ資金供与は、抜け穴となる金融機関を狙うので、金融業界全体の底上げが必要。

AI等を用いた共同システムの導入

- ① システム的に取引履歴を分析し、顧客リスクの見直しをリアルタイムに行うことで、より実効的なリスクベース・アプローチが可能
- ② 共同化基盤・DBを活用することにより、マネロン対策が不十分な金融機関が穴とならないよう、業界全体の底上げが可能
- ③ 金融機関の取引ネットワーク全体を分析対象とすることによって、金融機関を跨ぐ不自然な取引を面で把握することが可能※例えば、金融機関を跨ぐことによって、資金の出所を隠す取引を高精度で検知できる可能性(フィッシング詐欺等)



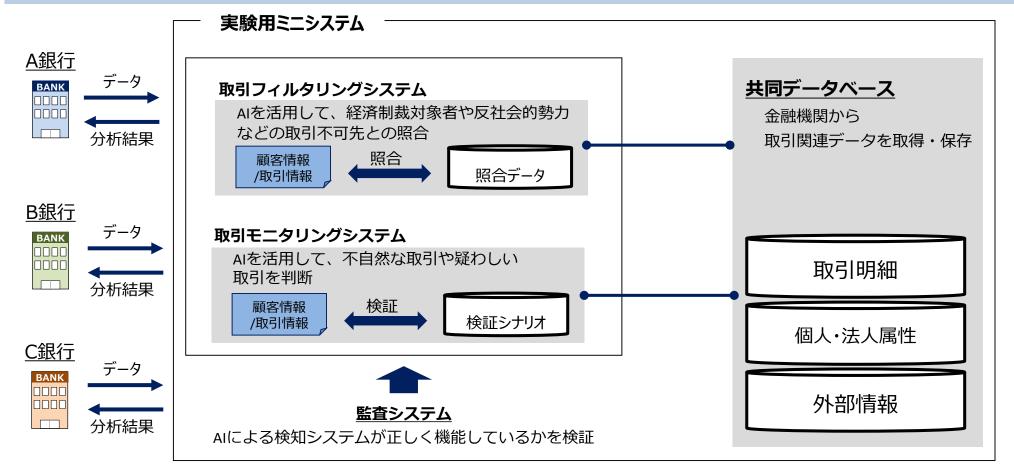
規制の精緻化

AI等の先端技術を用いたシステムの活用にあたっては、データ・システム等の検証手法や指標について、その**有効性のモノサシを作成**し、金融機関の規模の大小にかかわらず、**早期に業界全体に浸透**させる必要

- ⇒ 金融庁のマネロンガイドラインを満たす基準の明確化など、**現行の規制を精緻化**
- ⇒ 法令対応となっている、疑わしい取引の届出の「疑わしさ」を定量化・指標化することにより、効率性・有効性を向上、等

実証事業の方向性

- ▶ AIを活用した実験用ミニシステムを開発・構築し、実際の取引データを活用して検知・判断がどの程度正確に 行われるかを検証
- ▶ 同システムが金融機関のマネー・ローンダリング対策の実務に十分利用できるかどうか、その技術的な効率性・有効性を立証 ※必要に応じて現行規制の見直しも検討
- ▶ あわせて、システムの共同化を前提とした業務プロセスの調査事業も実施



今後検討すべき論点(可能性)

実証事業の結果を踏まえ、現時点で下記論点につき検討予定

- ※必要に応じて、金融庁のマネロン・ガイドライン等で明確化することも視野に入れる
- ★ 金融庁マネロン・ガイドラインの要請する国際的な水準での、KYC・CDD、取引モニタリング、取引フィルタリングシステム及び、それらのモデル評価の物差しを作成できるか (今後、さまざまなスタートアップ企業がこの分野に参入してくる際に、必要な要件水準や要求水準を示すことができるか)

※KYC(Know Your Customer) : 新規口座開設等の際の、本人確認に係る一連の手続きのこと。

※CDD(Customer Due Diligence): 顧客の情報や行う取引の内容等を調査し、リスクに応じた措置を行うこと。

- ▶ 怪しい動きをする不正口座のふるまい検知や、検知された犯罪者情報を金融機関を跨って共有する仕組み、効果、法令上の問題点の洗い出し
- ★ 金融機関及びその利用者のコスト低下や、特殊詐欺等による国民の資産への損害の最小化等の 社会全体のコスト低下を達成することができるか
- ▶ 同システムを共同利用することを前提に、各金融機関が利用者に対して求める情報を標準化すべきか
- ▶ 疑わしい取引の届出は、現在、参考事例による気づきやシナリオ化による統計的手法を用いたシステム検知が主流であるが、誤検知が多く、事務負担が過大となっている。AI等の活用により、「疑わしさ」を数値化・定量化することで、検知精度の向上、効率性・有効性の向上が可能か